

青梅市地域共生社会推進審議会条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 8 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

地域共生社会を実現するための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市長の附属機関として、青梅市地域共生社会推進審議会を設置したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市地域共生社会推進審議会条例

(設置)

第 1 条 地域共生社会を実現するための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、青梅市長（以下「市長」という。）の附属機関として、青梅市地域共生社会推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 青梅市地域福祉総合計画（青梅市地域福祉計画（社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号。以下「法」という。）第 1 0 7 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画をいう。）その他青梅市の福祉に関する計画を包含した計画をいう。）に含まれる各計画の調和に関すること。
- (2) 次に掲げる計画（以下「地域福祉計画等」という。）の策定および変更に関すること。

ア 青梅市地域福祉計画

イ 青梅市重層的支援体制整備事業実施計画（法第106条の5第1項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画をいう。）

ウ 青梅市再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画をいう。）

(3) 地域福祉計画等の円滑な実施に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以上をもって組織する。

(1) 学識経験者 1人

(2) 次に掲げる付属機関の委員 4人

ア 青梅市成年後見制度利用促進審議会条例（令和5年条例第6号）
にもとづく青梅市成年後見制度利用促進審議会

イ 青梅市介護保険条例（平成12年条例第24号）第11条に規定する青梅市介護保険運営委員会

ウ 青梅市障害者計画等審議会条例（令和7年条例第 号）にもとづく青梅市障害者計画等審議会

エ 青梅市こども・子育て会議条例（平成25年条例第23号）にもとづく青梅市こども・子育て会議

(3) 市民 4人以内

(4) 地域団体の代表者 4人

(5) 福祉関係者 2人

2 市長は、前条各号の事項を調査審議するために必要があると認めるときは、審議会に、市長が委嘱する臨時委員を置くことができる。

（委員および臨時委員）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員の任期は、委嘱の日から前条第2項の規定による調査審議が終了した日または前項の委員の任期が満了する日のいずれか早い日までとする。

3 委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長および副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員および議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第1項の規定にかかわらず、会長は、必要があると認めるときは、オンライン会議（映像および音声の送受信により、委員および議事に関係のある臨時委員の間で同時かつ双方向に対話することができるシステムを利用した会議をいう。以下同じ。）を行い、または書面による審議を発議することができる。この場合において、オンライン会議への出席および書面による審議への参加を第2項の出席とみなし、書面による審議にかかる可否は書面によるものとする。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、調査審議のために必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、地域福祉担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱する委員の任期の満了日は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、令和 9 年 3 月 3 1 日とする。